

論文の内容の要旨

論文題目 電子決済と法

氏名 岩原紳作

本論文は、最近急速に広がりを見せている電子資金移動、電子マネー等の電子決済に関する私法的问题及び金融監督法的问题を検討し、解釈論・立法論を展開して、法制整備の必要性を明らかにするものである。しかし本論文は、単に電子決済という新たな取引分野に止まらず、小切手等の既存の有価証券理論に基づく法制を含めた、決済法制、資金移動法制全体の見直しを目指している。さらに、民法478条、手形法40条3項、普通取引約款や約款免責等の分析を通じて、動的安全の重視の名の下に実際にはいかなる利益が私法上保護されてきたかとか、金融機関規制の根拠はいずこにあるのか等、私法や金融監督法の根本原則の見直しにも及んでいる。

今日では決済方法の中心は、銀行に対する要求払預金の付替により資金を移動させて決済する資金移動取引となり、その中でも紙ベースの手形・小切手から、電子的方法による振込・振替等の電子資金移動へと変化してきた。両者の代表である小切手による決済も電子的振込による決済も、送金人と受取人との間の原因関係、送金人と送金銀行(小切手の支払銀行・振込の仕向銀行)の間の資金移動契約、送金人の送金銀行に対する資金移動指図(小切手の支払委託・振込の振込委託)、受取人と受取銀行(小切手の取立銀行・振込の被仕向銀行)の間の入金承諾契約、送金銀行が受取銀行に発する為替通知(振込の場合は振込通知)、送金銀行と受取銀行の間の為替契約に基づく移動資金の決済、という以上六つの基本的要素から構成されている共通のシステムとして理解することができる。両者の違いは、資金移動指図の流れる経路とその伝達手段(証券か電子的信号か)にある。従って法律問題に関しても、小切手による決済という確立した法原則との比較において、電子的な振込という新たな取引分野の法原則を考えていくことができる。

電子資金移動の中心は電子的な方法による振込であり、その法律問題については、紙ベースを含めた振込取引の法律構成から考えていかなければならない。この問題に関し、世界で最も早く完備した立法を行い、国連国際商取引委員会(UNCITRAL)の国際振込モデル法やEU国際振込指令のモデルになったアメリカの統一商事法典(UCC)第4A編、わが国の判例・学説が従ってきたドイツの旧判例・学説、EU国際振込指令に従って旧判例・学説を改めたドイツ振込法等を参考に、わが国における振込取引の法律構成を考えると、解釈論としては、従来のわが国における通説のように、振込依頼人と仕向銀行の間の振込依頼契約、仕向銀行と被仕向銀行の間の為替契約、被仕向銀行と受取人との間の入金承諾契約といった個別契約の解釈を積み上げるアプローチがベースとならざるをえない。しかし、振込取引はそのような契約関係が多数積み重ねられてネットワークを構成し、ネットワーク全体として機能を果たすところに特色がある。その意味で、ドイツにおけるネット契約理論やUCC第4A編、ドイツ振込法のようなネットワークとして振込の法律関係を捉えていくアプローチを、立法論は勿論、個別契約の解釈の中でも生かしていくべきである。

電子資金移動において一番問題になる私法的な論点は、送信人(振込依頼人等)の債務の発生であり、とりわけ ATM やインターネット等を通じて無権限者が振込委託を送信したときに、振込依頼人がそれに拘束されるのはいかなる場合かという問題である。特に ATM 機や CD 機からのカードによる無権限振込及び預金引出に関し、多数の事件が生じて争われている。動的安全を重視し、民法478条を拡張解釈して無権限者への弁済一般に適用を認める判例・通説は、これらカードによる無権限振込・引出の事件にも民法478条及びそれを受けた銀行の免責約款の適用を認め、無権限者に振込や引出をされた銀行顧客の過失の有無を問わずに、仕向銀行ないし払戻銀行に過失がなければ顧客側に損失を負担させている。しかも銀行の過失の認定も厳しいものではなかった。しかしこれは民法478条の解釈論としても、同条の沿革等に照らし疑問であるし、法政策的に見ても疑問である。銀行顧客に酷な損失負担を強いる結果になっているだけでなく、電子資金移動のセキュリティ確保への銀行のインセンティブを弱め、諸外国に遅れをとる結果を生んでいるからである。アメリカにおいては、銀行顧客は無権限振出に自らの過失が寄与しない限り損失を負担しないという偽造小切手支払に関する法理に倣い、振込取引に関する UCC 第4A 編は、仕向銀行が取引上合理的なセキュリティ手続を経て無権限振込委託を執行しても、顧客側に原因への寄与がなければ仕向銀行が損失を負担するものとする。個人の電子資金移動取引については、無権限取引に関し顧客は過失の有無に拘わらず原則50ドルに損失負担が限定されるという50ドル・ルールが法定され、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス等に同様のルールが導入されている。ドイツにおいても、顧客の損失負担を損失の10%に限定する10%ルールが採用されている。わが国においても、決済システムの効率性だけでなくその公正性や信頼性を、銀行の利益だけでなく顧客の利益を配慮することが望ましく、そのためには UCC 第4A 編のような解釈論がとられるべきであるし、立法論として50ドル・ルールや10%ルールのような考え方がとられるべきである。

振込依頼人等の制限行為能力を理由に電子資金移動取引における振込委託等の効力が否定されるといった問題に対処するためには、小切手法33条や UNCITRAL 国際振込モデル法12条11項のように、振込委託の送信後受信までに行為能力を喪失したことを理由とする取消を否定すべきであろう。さらに電子資金移動(振込)取引開始時の基本契約締結については能力のチェックを銀行に要求するが、その後に能力を喪失したときはそのことを理由に善意の銀行に取消を主張できないといった立法が考えられてよい。振込委託等の指図における意思の欠陥・瑕疵ある意思表示についても、錯誤・強迫であっても振込依頼人はそれを理由に無効や取消の主張を仕向銀行に対し行えないと立法すべきであろう。但し、物理的強迫によって意思無能力と評価できる場合は、無権限指図と同様に扱うべきであろう。意思表示の撤回可能時点については、各国のルールに違いがあり、国際振込等につき問題になるため、その調整が必要である。

振込取引により発生する受取人の被仕向銀行に対する振込金の請求権は、ドイツの学説のように貸方記帳により生じる抽象的請求権と解する必要はなく、受取人と被仕向銀行の間の契約関係において債権を成立させてしかるべき事情があれば、柔軟に解釈により認めるべきであろう。誤振込によっても受取人が被仕向銀行に対し振込金請求権を取得するかが判例・学説上大きな問題になっている。誤振込につき受取人に悪意・重過失があつて記帳に対する信頼を保護する必要が

なければ、被仕向銀行の振込の効力に関する判断リスクをいかに保護するかという問題になる。資金移動取引という経済のインフラを排他的に担当し、公的な監督と保護を受ける銀行は、誤振込をした振込依頼人の静的安全のために、一定範囲ではリスクを負担して顧客に安全な資金移動サービスを提供すべきであろう。そうだとすれば、原因関係の存在が受取人の権利の要件と考えたうえで、振込金の支払に関し被仕向銀行は手形法40条3項の類推により保護されるという解釈が妥当であろう。しかし判例がそれを否定していることから立法論としては、UCC 第4A 編のように、少なくとも被仕向銀行が同意すれば、受取人の振込金に関する権利を消滅・訂正・差止させる権利を認め、受取人に対する差押債権者に対する関係でも、第三者異議を認めるべきであろう。

振込が仲介銀行・被仕向銀行・資金移動取引システム・通信事業者等の仕向銀行以外の者のために実現しない場合、振込依頼人に対し仕向銀行が振込金を返還する義務を負うかが大きな問題となってきた。前述した振込取引やその法律関係をネットワークとして捉えるアプローチからは、仕向銀行に資金移動システムの過程で生じた事故につき、仕向銀行が返還義務を負ったうえで事故に責任のある当事者から順次振込金を回収することが、法政策的にも望ましいと考えられ、解釈としては、仕向銀行は被仕向銀行への振込通知の到達と振込金の提供の実現を約束しているという通知請負説が妥当である。ドイツ振込法も類似の法律構成をとる。しかしさらに立法論としては、そのような考えをより具体化した、UCC 第4A 編、UNCITRAL 国際振込モデル法、EU 国際振込指令、ドイツ振込法などが採用する資金返還保証の法理を立法化することが望ましい。

電子マネーについては、その法律構成につき様々な説が唱えられているが、いずれも具体的問題につきぴったりした解決をもたらすものではない。オープン・ループ型電子マネーについては、金券説、ついで有価証券説が比較的妥当な解決をもたらすが、なお問題が残る。約款によって対応することにも、強行法規や第三者効等の関係で問題がある。結局、具体的問題ごとに立法によって妥当な解決を与えざるをえないであろう。

歴史的にいえば、決済機能そしてそれと殆ど重なるところの為替取引こそ銀行の本来的業務であり、あとから付け加わった金融仲介機能を併せ営むことに銀行の特色がある。比較法的には、各国とも決済手段である預金の受入を銀行の重要な定義としている。銀行に対する各種の法規制は、預金通貨の通用力や預金通貨による決済システムを守り、通貨の供給量を管理するという金融政策のコントローラビリティを守るためにあるという見方もできよう。しかし現行銀行法がそのために為替取引を銀行の排他的業務として銀行以外の者が業として為替(決済)業務を営むことを許さないのは、賢明ではないように思われる。決済手段に関する競争を阻害し、決済サービスの向上を妨げるからである。むしろ決済システム参加者や中央銀行当座勘定保有者の資格をチェックしたり、安全性を高め利用者を保護するための決済システムや業者に対する規制を、BIS コア・プリンシプル、カナダ、オーストラリア、アメリカ各州の送金業者法等に倣って導入する必要がある。電子マネーについては、十分に汎用性が備わった将来においては、EU 指令に倣って、準備預金や中央銀行の市場操作の対象等にするほか、電子マネー発行機関の破綻に備えた規制が必要となる。

以上